教職員の処分について

豊中市立小学校事務職員が、不適正な会計処理を行ったことについて、令和 3 年(2021年)2月19日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立小学校主事(男性·28歳)·停職1月

〈管理監督者〉

豊中市立小学校校長(男性・65歳)・減給1月 10分の1

2 処分事由等

当該主事は、平成 28 年 (2016 年) 頃から保護者負担費未収金の納入依頼等の業務が怠業傾向となり、保護者負担費で支払うべき教材費などについて業者への支払いが滞り始めた。業者からの督促が度重なるようになり、平成29 年 (2017 年) 7 月から平成 30 年 (2018 年) 12 月までの間、教職員から徴収した親睦会費を支払い資金として無断で流用し続けた。

当該主事は、約3年間に渡り保護者負担費未収金の督促業務を怠り、校長からの保護者負担費未収金状況の確認に対しても未収金はないとの報告をし、不適正な会計処理を続けたことが下記に該当するため。

・地方公務員法第29条(懲戒)

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、 減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」
- 第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

【当事者は第1項第1号、第2号及び第3号、管理監督者は第1項第2号を適用】

- 3 違反法令
 - ・地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止) 「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為 をしてはならない。」【当事者】
 - 学校教育法第 37 条第 4 項

「校長は、公務をつかさどり、所属職員を監督する。」【管理監督者】